

# 被扶養者認定基準を追加します

令和4年10月1日より、認定対象者が組合員と同一世帯に属する場合の認定基準に次の下線部分を追加します。

認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上の公的年金受給者または障害を支給事由とする年金受給者は180万円未満）、かつ、組合員の年間収入の2分の1未満である場合、原則として被扶養者に該当するものとします。

なお、認定対象者の年間収入が組合員の年間収入の2分の1以上であっても、組合員の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該組合員がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当するものとします。